

27豊行（情運）第5号

平成27年7月24日

豊橋市長 佐原光一様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野真一郎

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
の成立に伴う豊橋市個人情報保護制度の運営について（答申第13号）

平成27年5月26日付け27豊行第74号にて諮問のあった案件について、下記
のとおり答申する。

記

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の成立に伴う豊橋市個人情報保護制度の運営については、番号法の趣旨を踏まえ、豊橋市における個人情報の取扱いを規定する豊橋市個人情報保護条例に必要な改正を行うこと等により、適正な対処を図るべきである。

なお、委員の意見を別添のとおり付記する。

付記

- ・ 情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用について

目的外利用が認められる場合の例示を示すなどして適切な運用を図るべきである。

- ・ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求権者について

任意代理人については、成りすまし等の防止を図るため、適正な対策を講じるべきである。